

生活福祉資金特例貸付（再貸付）に関する質問と回答について

令和3年6月1日時点

Q 1 申請方法を教えてください。

- A 1 様式を市社会福祉協議会（以下、市社協）ホームページよりダウンロードし、A 4 片面に印刷したうえでお住いの区社会福祉協議会（以下、区社協）に送付してください。ダウンロードや印刷が難しい方は区社協にお電話ください。
- 横浜市社協ホームページ（再貸付について）
http://www.yokohamashakyō.jp/cat/saikashitsuke_seikatu.html

Q 2 申請のために必要な書類を教えてください。

- A 2 ①総合支援資金特例貸付（再貸付）申込書
②借用書（再貸付）
③相談受付・申込票（再貸付）
- 上記のほか、
- ※ 氏名に変更がある方…新しい住民票、住所・氏名等変更届、印鑑登録証明書
 - ※ 居住地（住所）や世帯（家族構成）に変更がある方…新しい住民票、住所・氏名等変更届
 - ※ 振込口座を変更する方…通帳もしくはキャッシュカードのコピー
 - ※ 申請時に提出した身分証明書（在留カードなど）の有効期間が切れている方…更新後の書類が必要です。
- ①～③以外の書類は状況により異なりますので、氏名や住所を変更された方は、申請前に区社会福祉協議会（以下、区社協）にご確認ください。

Q 3 審査にはどれくらい時間がかかりますか？

- A 3 申請書一式は区社協に到着後、区役所（自立相談受付機関）での受付処理を経て神奈川県社会福祉協議会（以下、県社協）に送付されます。現在、申込や問い合わせが多く寄せられているため、再貸付申請書が区社協に届いてから県社協に送付されるまで、概ね2週間程度の時間をいただいております。また、県社協に書類が到着後、資金の振込までは現在1か月程度要しています。早めのご相談・申請をお願いします。

Q 4 借り受けたお金の返済方法はどのようになりますか？

- A 4 借受の3年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q 5 償還免除はありますか？

- A 5 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象となります。
償還免除の判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なります。
詳細はこちら (http://www.yokohamashakyo.jp/kashitsuke_seikatu/pamphlet.pdf) をご覧ください。
償還免除の具体的な手続き等については、詳細が分かり次第県社協及び本会ホームページにてお知らせします。

Q 6 総合支援資金（延長貸付）と再貸付を同時に申請することは可能ですか？

- A 6 できません。延長申請を優先して申請してください。また、延長申請と再貸付の借入期間の重複もできません。
ただし、延長貸付は、総合支援資金（初回）を令和3年3月末までに申請し、貸付が令和3年6月末までの方が対象となります。申請日や借受期間がそれ以降の方は再貸付のみ申請対象となりますのでご注意ください。

Q 7 総合支援資金は6月末までに3か月目の借入が終了しますが、緊急小口資金はまだ申請しておらずこれから申請予定です。緊急小口資金と再貸付との同時申請は可能ですか？

- A 7 可能です。しかし、同時申請されても、緊急小口資金を先に審査します。

Q 8 再貸付の借入期間はいつですか？

- A 8 ご世帯の貸付状況によりますが、借入開始月は令和3年9月までです。
なお、3か月の借入は必須ではなく、必要に応じて1か月もしくは2か月のみの申請も可能です。